

後期高齢者医療制度の新保険料率が決まりました

(平成26年度・平成27年度)

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を見直すこととされていることから、このたび平成26・27年度の保険料率を決定しました。剰余金等を活用することで、保険料上昇の抑制を図っています。

◆ 平成26・27年度の保険料率について

平成24・25年度		➔	平成26・27年度	
均等割額	39,670円		均等割額	40,490円
所得割率	7.86%		所得割率	7.86%
1人あたり平均保険料	69,608円		1人あたり平均保険料	71,265円

◆ 保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して、被保険者個人ごとに算定します。

$$\text{一人あたりの年間保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額 (賦課基準額} * \times \text{所得割率)}$$

※ 賦課基準額とは、総所得金額（公的年金等控除や給与所得控除、事業所得の経費を控除した額）、山林所得金額、土地等の譲渡にかかる所得から、基礎控除額（33万円）を引いた所得金額です。

保険料賦課限度額が57万円に引き上げられました。

どんなに所得の高い方でも、年間57万円が上限になります。

- ◎ 平成26年度の保険料は、前年中の所得が確定した後に決定します。
個人ごとの保険料に関するお問い合わせは、7月中旬以降、お住まいの市町村の窓口までお願いします。

山梨県後期高齢者医療広域連合

(電話 055-236-5671)

保険料には、軽減措置があります

《 均等割 5割軽減と2割軽減の対象が拡大されました。 》

◆ 所得の低い方の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等に応じて軽減されます。

均等割	9割軽減	基礎控除額 33 万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）の世帯
	8.5 割軽減	基礎控除額 33 万円を超えない世帯
	5割軽減	「基礎控除額 33 万円+24.5 万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯
	2割軽減	「基礎控除額 33 万円+45 万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯
所得割	5割軽減	基礎控除額 33 万円控除後の総所得金額が 58 万円以下の方は、所得割を 5 割軽減します。
被用者保険の被扶養者		被用者保険の被扶養者だった方は、均等割が 9 割軽減され、所得割は課せられません。

(注) 公的年金を受給されている方は、均等割軽減判定時に 15 万円が控除されます。

◆ 年金収入による保険料のイメージ（年金収入のみの場合）

